

郵便送金業務に関する約定

背景

国際競争が加速する中、各国が適切な郵便送金業務を履行できる環境整備の必要性

万国郵便連合(UPU)とは



- 国際郵便のルール作りを行う国連専門機関(1874年設立、本部:スイス・ベルン)
- 192か国・地域が加盟(2017年2月現在。我が国は1877年加盟)
- 大会議(連合の最高意思決定機関)を4年ごとに開催。



第26回万国郵便大会議(2016年9～10月
於:イスタンブール)において、改正文書を採用。

- 郵便送金業務に関する約定
国際郵便送金業務に関する共通規則を規定



主な内容

郵便送金業務に関する約定

- ◆「金融包摂(基本的な金融サービスへのアクセス及び利用)」の概念の取り入れ
【前文、第10条】
- ◆業務委託先における義務の履行保障
【第5条】 等

早期締結の必要性

- ◆ 改正は2018年1月1日に発効
 - ◆ 国民が国際郵便送金サービスを引き続き利用できるようなための法的な根拠の維持
- ➡ 2017年中の締結が必要

(参考)

- この文書は、国際郵便送金業務を実施するための法的根拠。
 - 我が国では、国際郵便送金業務に関しては、連合の関連文書によることとされている。
 - 「条約に別段の定めのある場合には、その規定による。」「【旧郵便為替法第6条及び旧郵便振替法第6条(注)】
- (注) 郵政民営化の経過措置としてなおその効力を有するとされている。